

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成17年11月30日(水)午後2時～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

大谷禎男, 小野寺亮也, 片浦正和, 加納幹夫, 桐山郁雄, 濱田實穂, 長井秀典

野村和美, 堀田知子, 山本真千子

(事務担当者)

有田馨, 新津隆弘, 甲藤雅世, 丸橋俊幸, 村田政邦

4 議事

・ 委員の異動等について報告

総務課長から, 8名の委員が任期満了又は転勤のため新たに任命されたとの報告があった。

・ 委員長あいさつ

・ 委員長の扱いについて

発言要旨は別紙第1のとおり

・ 各委員の自己紹介

・ 地裁委員会の概要の説明

総務課長から, これまで地裁委員会で意見交換されてきた内容と委員会の意見に基づく裁判所の取組み実績等の説明があった。

・ 裁判所の組織について

地裁局長から説明があった。

- ・ 地方裁判所において取り扱う事件の概要について
民事首席書記官から説明があった。
 - ・ 裁判員制度のビデオ鑑賞（15分）
 - ・ 次回テーマについて
配布資料の「各地の地裁委員会のテーマ」を紹介しながら意見交換をした。
発言要旨は別紙第2のとおり
 - ・ 次回期日
平成18年3月2日（木）午後2時から
-

（別紙第1）

発言要旨（委員長の扱いについて）

（委員長， 委員， 事務担当者）

この委員会の目的は、国民の意見を裁判所の運営に反映させるということであるから、委員会の運営も法曹界以外の委員を中心にした方が望ましい。そういう意味では、運営の中心となる委員長は市民委員の中から選任するのが望ましいと考えます。ただ、今回は、市民委員の方が新たに選任された方々で、いきなり委員長になっていただくのは難しいと思いますので、今日はその点の議論は考えていません。市民委員が全員交替しているので、現在の委員で委員長の互選の手続を執っていただきたいと思います。

委員長が欠けているということであれば委員の互選で委員長を選任するということになると思いますが、既に前回の委員会で委員長が選任されているので、ここで改めて選任する必要はないと考えます。

現在の委員長で問題はないと思うので、このままでよいと思います。

テーマによって、所長が委員長では支障が出るのであれば、そのときはまた御相談するということで、このまま進めさせていただいてよろしいか。

皆さんの御意見がそうならそれで結構です。ところで、委員長代理はどなたで

すか。

長井委員です。

それは委員長の指名によるということですか。

そういうことです。事前に指名しております。

(別紙第2)

発言要旨(次回テーマについて)

(委員長, 委員, 事務担当者)

参考として、各地の裁判所委員会で議論されたテーマをまとめたものをお手元に配布しました。これら以外のものでも結構ですので御意見はありませんか。

家裁委員会では現下の司法に関する国民的な関心事が裁判員制度であることから、それを議論していつてはどうかということになっています。私の個人的な意見ですが、地裁委員会でも裁判員制度をテーマとしていただいてよいのではないかと考えています。

大津での刑事の年間取扱事件数はどれくらいですか。

大津地裁の年間刑事事件数は約1,400~1,500件になります。その内、裁判員制度の対象になる事件が約40~50件です。仮に裁判員対象事件が50件とした場合、1件当たり裁判員が6人で年間約300人の方が裁判員になられることとなります。滋賀県の有権者数が約100万人余りですから約3,400人に1人の割合となります。また、一生涯では、70歳で辞退することができますから、20歳から70歳までの50年間で考えますと、約60人に1人は裁判員になる可能性があるということになります。

裁判員対象事件のうち、否認事件の割合はどれくらいですか。

少なくとも半分以上は争いがないと思います。

否認事件が多いか少ないかで裁判員の負担の大きさが違いますね。

難しい事件で5回くらい裁判所に来ていただくことになるのではないかと思います。

ます。

裁判員制度は裁判所の大変革のスタートとなるもので、絶対に失敗は許されないものです。これをどう国民の皆さんに周知していくかをぜひ議論していただけたらと思います。

家庭の中でも裁判員という言葉が話題として出てきます。裁判員制度がどういふものか実際は分からない。この機会に勉強するというのもいいのかと思います。

裁判員制度についてということでよいと思います。

裁判員制度は司法改革の中でも中心的なテーマであり大事な制度なので、これを取り上げてもらうのはもちろん構いませんが、それと共に、法教育も大事になってくると思います。将来の裁判員になっていく生徒達に対する教育がないと裁判員制度も成り立っていかない。弁護士会でもいろいろ法教育については取り組んでいますが、この委員会でも、裁判員制度と併せて法教育についても取り上げてもらいたい。

破産宣告なども安易に申し立てるという風潮もあるし、憂うべき事です。教育の現場でもっと厳しく法教育をしていく必要があると思います。法の大切さをもっと広く教育現場で教えていただき、その中で裁判員制度が大事なものであるということを教えていかなければと思います。裁判員制度はこれからのことなので、十分議論してよりよい制度にしていかないと、せっかくやろうとしているのに機能しなくなる恐れもあります。

地方裁判所委員会でどこまで教育問題に手を伸ばせるかということもありますが、法教育という観点も併せて裁判員制度について議論していただくことにします。